

# 厚木市地域福祉計画（第4期）

2018（平成30）年度－2020年度

## 見守り、見守られ、 支え合う地域づくり

～地域包括ケア社会の実現に向けて～



厚木市





はじめに

## 「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」

「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」を将来都市像とする第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」では、安心政策として「支え合い、安心していきいきと暮らせる元気なまち」の実現を掲げています。その施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者、障がい者、児童などの福祉に対して取り組むべき事項を定める「第3次厚木市地域福祉計画」を平成26年3月に策定。保健福祉や子育て施策の充実を図ってまいりました。

時代は超高齢・人口減少社会に向かい、2025年には団塊の世代が75歳を迎えます。高齢者や障がい者の孤立化の防止、社会参加・社会的交流を活性化する包摂力ある「福祉発の地域づくり」が求められる中、本市では平成28年を「地域包括ケア元年」に位置付けました。誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現に向け、高齢者、障がい者、子どもなど、地域にお住いの全ての市民の皆様を対象とした様々な取組を進めているところです。

第3次厚木市地域福祉計画の対象期間は、平成26年度から5年間。本来ならば平成30年度が最終年度となりますが、1年前倒しして、2018（平成30）年度から2020年度までの3年計画とする「厚木市地域福祉計画（第4期）」を策定。「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」をキャッチフレーズに、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応してまいります。

本計画が、全ての市民の皆様にとって、見守り、見守られ、支え合う「福祉発の地域づくり」を推進するための羅針盤となり、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」となりますことを期待してやみません。

最後になりますが、計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました市民の皆様を始め、御協力いただいた関係者の皆様、地区別計画の検討などに御尽力を賜りました地区地域福祉推進委員会及び厚木市地域福祉推進協議会委員の皆様、慎重に御審議をいただきました厚木市保健福祉審議会委員の皆様から感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

厚木市長 小林 常良

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の趣旨</b>	<b>5</b>
1	計画策定の背景と課題	7
2	計画の位置付けと性格	8
3	計画の期間	9
4	計画の対象者	10
5	計画における地域の捉え方	11
6	計画の推進体制	12
<b>第2章</b>	<b>本市の状況</b>	<b>15</b>
1	人口構造	17
(1)	人口・世帯の状況	17
(2)	子どもの状況	20
(3)	高齢者の状況	22
(4)	障がい者の状況	24
2	地域福祉をめぐる状況	28
(1)	地域での支え合いの展開	29
(2)	地域での支え合い活動	30
(3)	地域の支え合い機能の向上	32
(4)	地域の人とつながりを持てる場や交流をする機会	34
(5)	地域での活動	36
<b>第3章</b>	<b>計画の目指す姿と全体像</b>	<b>37</b>
1	将来像	39
2	基本理念	40
3	基本目標	41
4	計画の体系	42
<b>第4章</b>	<b>施策の展開</b>	<b>45</b>
1	見守り活動の充実	46
2	地域における居場所づくり	48
3	地域で支え合う人づくり	50
4	老いること・障がいがあることに対する理解の促進	52
5	権利擁護の推進	54
6	包括的な支援体制の構築	56
7	地域包括ケア社会の実現に向けた関係機関との連携	58

**第5章 地区別計画** . . . . . **61**

1	厚木北地区	62
2	厚木南地区	64
3	依知北地区	66
4	依知南地区	68
5	睦合北地区	70
6	睦合南地区	72
7	睦合西地区	74
8	荻野地区	76
9	小鮎地区	78
10	南毛利地区	80
11	南毛利南地区	82
12	玉川地区	84
13	森の里地区	86
14	相川地区	88
15	緑ヶ丘地区	90

**資料編** . . . . . **93**

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。  
ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- 法令や団体名等の固有名詞の場合  
（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 など）
- 人の状態を表さない場合  
（例：障害物、電波障害 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。



## 第1章 計画策定の趣旨

---

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 計画における地域の捉え方
- 6 計画の推進体制







## 1 計画策定の背景と課題

---

私たちの地域社会を取り巻く環境は、今までにない少子化・高齢化が進展する中で、単独世帯、高齢者のみの世帯、ひとり親世帯などの増加とともに、人々のライフスタイルの多様化や地域における住民のつながりの希薄化が進むことにより、社会から孤立する人が生じやすい環境となり、大きな転換期を迎えています。

こうした中、高齢者、障がい者、子どもなどが抱える課題やニーズも複雑化、多様化しています。ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯の増加による老老介護や孤立死の問題、ひとり親世帯の増加による子どもの貧困、若者のひきこもりなど、新たな課題が表面化し、それらが複合的に絡み合い、従来の福祉サービスでは解決が困難な課題が増加し、支援が必要な方は増加しています。

また、一方では、高齢者の健康や経済的な状況は多様であり、高齢者は一律に「支えられる」人という認識と実態の乖離をなくし、活躍しているあるいは活躍したいと思っている意欲のある高齢者には「支える」人になってもらう意識改革を図る必要があります。例えば、軽度の認知症や身体機能が低下している方でも、自分にできる範囲内で「支える」人になってもらうという視点も重要です。

私たちの身近な生活圏域において、高齢者や障がい者も地域の一員として、そこに暮らす人々一人一人が主体となり、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」に取り組み、個々の課題を地域の課題として取り上げ、地域福祉に携わる関係機関と連携しながら解決を図る「福祉発の地域づくり」が求められています。

本市では、団塊の世代が75歳を迎える2025年や人口減少社会の到来を見据え、平成28年を「地域包括ケア元年」と位置付け、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現に向け、具体的な取組を進めているところです。

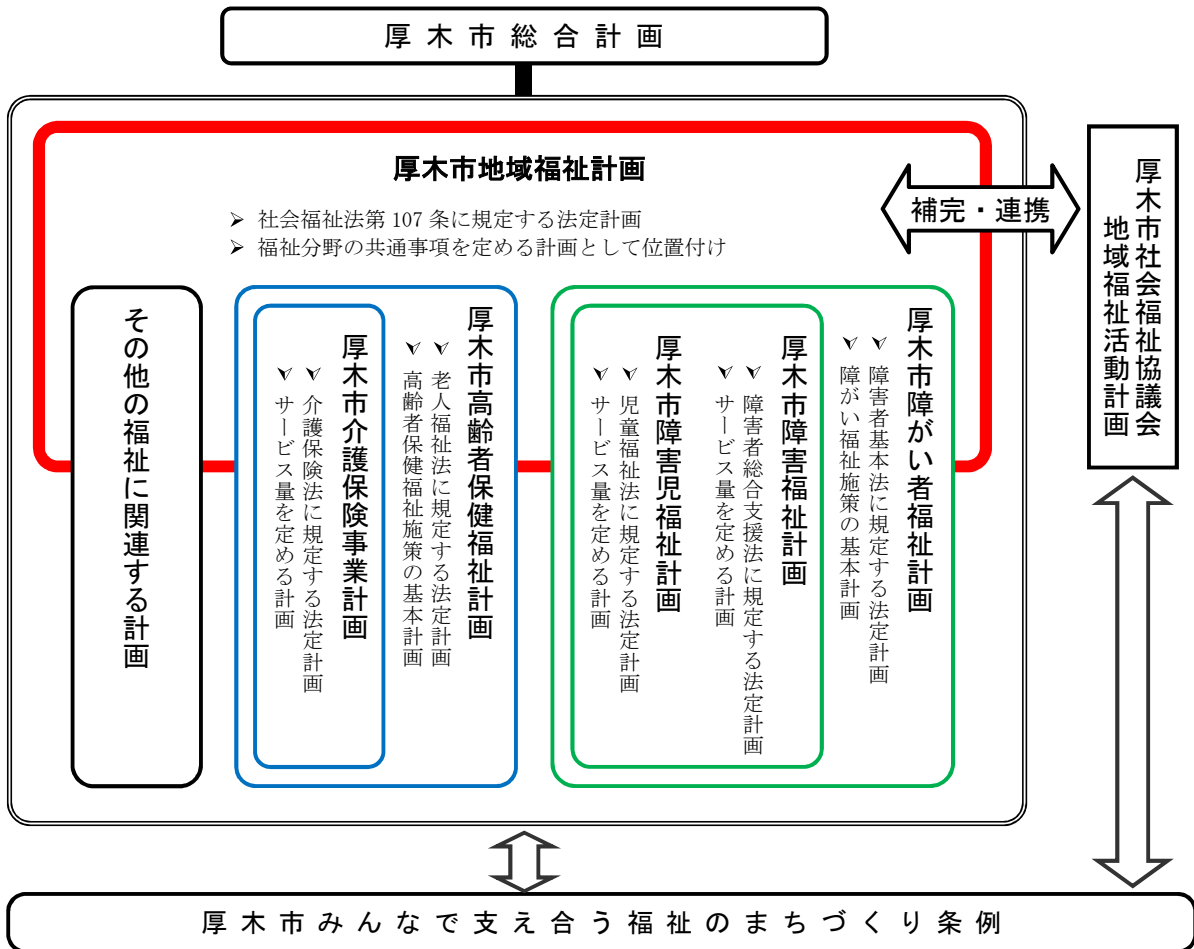
このような社会情勢や地域課題を踏まえ、平成26年3月に策定した「第3次厚木市地域福祉計画」の計画期間を1年前倒しして改定し、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第2期基本計画との整合を図りつつ、人口等の推移や将来推計、高齢者や障がい者などを対象に行ったアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で、地域で支え合う取組を進めるため、新たな計画を策定することとしました。

## 2 計画の位置付けと性格

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画として位置付けられるものです。

また、みんなで支え合う福祉のまちづくり条例の実効性を担保するため、総合的な施策体系とするとともに、「見守り、見守られ、支え合う地域づくり」を基本理念とし、「見守り活動の充実」や「地域における居場所づくり」を重点に、生活の基盤となる地域づくりを進めるための「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。

さらに、市民の活動計画として厚木市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に補完・連携する計画とします。



### 3 計画の期間

これまで、本市の地域福祉計画は5年計画としてきました。

しかし、団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、地域福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、他の福祉関連諸計画との計画期間の整合を図ること等の理由から、平成26年に策定した第3次計画を1年前倒しして改定し、2018（平成30）年度から2020年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合には、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

関連諸計画	年度	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年	2020年
第9次厚木市総合計画 「あつぎ元気プラン」	基本構想（12年）	→					
	第2期基本計画（6年）	→					
厚木市地域福祉計画	第3次計画（5年）	→				前倒し	
	第4期計画（3年）	→					
厚木市高齢者保健福祉計画 ※1	第6期計画（3年）	→			第7期計画（3年）		
	第7期計画（3年）	→					
厚木市障がい者福祉計画 ※2	第4期計画（5年）	→				第5期計画（3年）	
	第5期計画（3年）	→					

※1 厚木市高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画を含む。

※2 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

## 4 計画の対象者

本計画の対象者は、全ての人々です。

地域福祉は、高齢者、障がい者、子どもなど、世代や背景の異なる全ての人々の生活の舞台である地域で行われています。また、支援を必要とする側、支援をする側に分かれることもなく、お互い対等な立場で、共に支え合っています。

支援を必要とする人は、支援を受けることに後ろめたさや罪悪感を持ってしまったり、遠慮をしてしまうことがあります。しかし、寝たきり、認知症、障がいのある方など、支援を必要とする人が、住み慣れた地域において、社会的に孤立したり、排除されたりすることなく、生きがいを感じて、胸を張って暮らすことができるような社会を実現することが必要です。

一方で、支援をする人は、専門的な知識や経験が必要であるとか、時間や金銭的な余裕がないとその役割を果たせないと思われがちです。しかし、日頃から様子を気にかけて、何気ないあいさつやおしゃべりだけでも、ときには、話に耳を傾げるだけでも、支援を必要とする人とのつながりが生まれ、社会的な孤立を防ぐための支援ができていくことになります。

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会の実現を目指すためには、地域にお住いの全ての人々が、「お互い様」という力みすぎない、少し力を抜いた気持ちを持って、互いに見守り、見守られ、支え合う地域づくり、いわゆる、地域のお困りごとの解決を図る「福祉発の地域づくり」を推進することが必要です。

「福祉発の地域づくり」と一言と言っても、行政や福祉の公的な専門機関による取組や連携だけでは成し得ることはできません。隣近所での顔見知りの関係や、ゆるやかな見守り活動などのつながりがあって、初めて実現することができます。

地域にお住いの全ての人々は、地域福祉を支える地域包括ケア社会の実現に向けた主体的な存在です。

具体的には、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、地域福祉推進委員会、学校、社会福祉協議会、地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター、介護・福祉関係者、医療関係者、社会福祉法人、協同組合、民間企業、NPO法人（特定非営利活動法人）などです。

## 5 計画における地域の捉え方

本計画では、「地域」と「地区」という言葉がよく使われています。

「地域」は、都道府県や市町村が「地域福祉（活動）計画」と使う場合、その行政区域を指すことが一般的です。

「地区」は、「地区の敬老会」や「地区の公民館まつり」など、普段の日常生活で使われています。本市では、多くの市民、団体、事業者などが参加し地域主体の幅広い福祉活動ができるよう、市内 15 の地区市民センター単位の「地区」に地区地域福祉推進委員会を組織し、活発な地域福祉活動を展開しています。

これらを踏まえ、本計画では、2つの言葉を次のように整理しました。

「地域」…区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を指します。

※ ただし、「地域住民」や「地域における取組」など、住民の身近な生活圏域を指す場合があります。

「地区」…地区市民センター単位の 15 地区の特定の区域を指します。

【地区構成図】



## 6 計画の推進体制

本計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項などを定める計画です。

本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

### (1) 厚木市保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった計画推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

### (2) 地区地域福祉推進委員会

市内15地区の地区市民センターを拠点に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどの地域福祉活動に携わる方々で構成され、活発な地域福祉活動が展開されています。本計画の地区別計画についても、地域福祉推進委員会と共に策定し、施策の展開を図ることで、計画の実効性を確実なものとしします。

### (3) 厚木市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、本計画と共に地域住民の参加を得て策定され、地域福祉を推進するための計画であることから、基本理念、基本目標、方向性などにおいて整合性を保ち、相互に補完・連携する計画となっています。

### (4) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは行政の大切なパートナーです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

## (5) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。  
 また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

また、地域包括ケア社会の実現に向けたそれぞれの役割を次のとおり位置付けます。

